

③離職した介護人材の再就職準備金

介護職として一定の知識及び経験を有し、介護職員等として再就職される方に再就職準備金を貸付します。

貸付額 40万円以内（一括交付）

連帯保証人

1個人又は1法人の連帯保証人が必要です。

個人の場合 ①と②を満たす方

①独立の生計を営む成年者（同居人不可）

②返済能力を有する成年者（非課税又は均等割のみは不可）

申込先 愛媛県社会福祉協議会

返還免除要件

介護職員等として就労した日から、愛媛県内の居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業所若しくは第一号通所事業所で、引き続き2年間、介護職員等として従事すること。

貸付対象者 すべてを満たす方

- 介護職員初任者研修以上の修了した方、又は介護福祉士の方
- 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所で介護職員として1年以上の実務経験がある方
- 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労又は内定した方
- 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就職する日までの間に、予め、愛媛県福祉人材センターに届出又は登録を行い、本会の定める再就職準備金利用計画書を提出した方